



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本学童疎開史研究序説
Author(s)	逸見, 勝亮
Citation	北海道大學教育學部紀要, 51, 17-36
Issue Date	1988-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29315
Type	departmental bulletin paper
File Information	51_P17-36.pdf



日本学童疎開史研究序説

逸 見 勝 亮

An Introduction to the Study of GAKUDO-SOKAI (Evacuation of Schoolchildren) in Japan

Masaaki HEMMI

目 次

1. 「関東防空演習を嗤う」——序にかえて——	17
2. 「避難スルハ…我国防空ノ敗北」——『国民防空指導ニ関スル件』と「防空法」——	20
3. 「転出ハ勸奨ニ依ル」——人口疎開構想——	22
4. 「都市疎開実施要綱」と人口疎開政策の展開	27
5. 「勸奨」による人口疎開政策の具体化	28
6. 一般的人口疎開政策の挫折と学童疎開の具体化	30

1. 「関東防空演習を嗤う」——序にかえて——

桐生悠々は「関東防空演習を嗤う」を書いたために『信濃毎日新聞』主筆の地位を追われた。分厚い『戦史叢書 本土防空作戦』（防衛庁防衛研修所戦史室編、朝雲新聞社、1968年）が、わずかに4行（21頁）をさいたのみの「関東防空演習」について悠々はこう書いた。

将来若し敵機を、帝都の空に迎えて、撃つようなことがあったならば、それこそ、人心阻喪の結果、我は或は敵に対して和を求めべく余儀なくされまいだろうか。何ぜなら、是の時に当り我機の総動員によって、敵機を迎え撃っても、一切の敵機を射落すこと能わず、その中の二三のものは、自然に、我機の攻撃を免れて、帝都の上空に來り、爆弾を投下するだろうからである。そしてこの討ち漏らされた敵機の爆弾投下こそは、木造家屋の多い東京市をして、一挙に、焼土たらしめるだろうからである。しかも、こうした空襲は幾たびも繰り返される可能性がある。

*

だから、敵機を関東の空に、帝都の空に、迎え撃つということは、我軍の敗北そのものである。この危機以前において、我機は途中これを迎え撃って、これを射落すか、又はこれを撃退しなければならない。（『信濃毎日新聞』1933年8月11日、太田雅夫編『桐生悠々反軍論集』新泉社、1980年、36～37頁）

この記事から11年の後、中国成都を基地とするB29爆撃機による北九州（八幡、小倉、若松、戸畑、門司）空襲を皮切りに日本各地が米軍の空襲にさらされ、悠々の指摘が的を射たものであったことはその後の歴史が証明した。

さて、「関東防空演習」の1年後に軍は『関東防空演習記事』（東京警備司令部編、1934年）に演習の記録をまとめた。これを読むと妙なことに気付く。3日間（8月9～11日）の防空演習

で空襲機はのべ71機ほどであり、11次にわたる空襲で10日（昼間）第2次15機（艦上攻撃機）が最高であり、10日の夜間空襲は2次にわたりのべ3機という程度である。これらの数字を実際の米軍空襲と比較してその多寡を論じようというのではない。『関東防空演習記事』は、この時の仮想敵国ソ連邦の空軍は、4発大型爆撃機（搭載量2t、航続距離2500km）80機を含む数百機の空軍を極東に配し、海上航法・高々度爆撃・夜間爆撃の訓練を行っており、彼らはわずかの出撃で関東大震災を越える被害を与えることが可能だと言っており、奇襲もあり得る、と述べている（3～4頁）。

このような危機感に対し「関東防空演習」の空襲想定は極めて過少であった。このことは演習は悠々が嗤った以上に無意味であったことを示している。というのも、敵機の投弾はおろか、機影すら認めることもなしに防空演習の効果は挙がらないからである。当時既に「攻防演習ニ至リテハ戦略戦術上ノ結果勢ヒ或地方ニ在リテハ全然彼飛行機ノ飛来ヲ見サルコトナリ攻防演習トシテハ已ムヲ得サル事ナカラ防護演習上ニハ遺憾ナリト認メラレタリ而テ防護演習ヲ効果的ニ施行スル為ニハ飛行機ノ飛来ハ必須ノモノニシテ機上ヨリノ模擬爆弾投下ニヨリテ団員ノ氣勢ハ自ラ昂リ演習ノ効果ハ期セスシテ之ヲ収メ得ルモノナリ」（神奈川県編『関東防空演習記録』1934年、234頁）との指摘があり、防空演習でありながら最も基本的な要素である空襲を演出できなかったという事態は明瞭である。陸海軍とも爆撃機の航続距離・搭載能力と空襲の規模を結びつけて考えるだけのリアルな認識を持てないでいた。従って、迎撃機・対空砲火・索敵能力など軍備の問題を検討した形跡はほとんどない。

ここでは、国民学校初等科児童（以後学童と略記する）疎開の前提であり、一環でもあった空襲に対する備えとはこの程度であり、「関東防空演習」は悠々が嗤ったよりはるかに粗雑であったことを確認できればよい。そしてそれが1933年という時点のものではなかったことが重要なのである。

〈補註〉

『関東防空演習記事』は、軍・官衙の意見として「将来ノ帝都防空ニ就テハ本演習ヲ契機トシテ防護団ノ訓練ヲ向上スルト共ニ市民訓練ヲ益々実施シ、一方帝都ノ防空施設ヲ完備セサルヘカラス即チ多クノ飛行場ヲ設ケ、且夜間飛行設備ヲ為シテ多数ノ防空飛行機及高射能、聴音機、照空燈、高射機関銃ヲ準備スルヲ急務トス」（219頁）と、迎撃体制の強化に言及している。しかし、250頁を越す本書に軍備に触れた箇所は他にない。

防空演習の重点は次の項目の序列で知ることができる。

将来ノ帝都防空ニ関シ左ノ諸項ヲ一層向上スルヲ急務トス

- イ 一般市民ニ対スル防空知識ノ普及、徹底並非常ニ処スル訓練
- ロ 統制アル防護団ノ組織及団員ノ訓練
- ハ 飛行機、高射砲等防空器材ノ設備
- ニ 防火、防毒装置ノ充実等（219頁）

ハとニについてはこれ以上具体的な言及はない。それに対し「防空思想ノ普及徹底ハ今後ノ最大要件ナリ是レニ依リ市民ノ防空ニ対スル確固タル信念ヲ培養スルニアラサレバ一朝有事ニ際シ真ノ防空成リ難シ」（219頁）と、民防空に関する言及は詳しい。

それは、「複雑至難ノ情況ニ立チテ独断事ヲ処理シテ誤ラサル」警護班員は僅少であり、一般市民も「實際ニ悲惨ノ状況ニ際シテ沈静ヲ保チ得ルヤ否ヤ頗ル疑シキ点ナリ」（234～235頁）と、民衆の動勢について不安と不信を隠すことはできなかったからである。

永井荷風も「防空演習を見むと銀座通の表裏いづこも人出おび^{（マ）}しく、在郷青年団其他弥次馬いずれもお祭騒ぎの景気なり」（『断腸亭日乗』第3巻、1933年8月10日の条、岩波書店、1980年、228頁）と、燈火管制下の8月10日の夜を観察していた。荷風が観たのは『関東防空演習記事』によれば、「最初防護団ヲ目スルニ嘲笑、輕侮ノ眼ヲ以テシタル民衆ノ大部分ハ防空演習ニ対シ大ニ関心ヲ持チ其ノ業務ヲ後援シ団員ニ対スル感謝ノ声起ルニ至レリ……然レトモ更ニ深ク之ヲ検討スルトキハ一般大衆ハ単ニ一時的愛国感情ニ刺戟セラレタルノミニシテ、真ノ防空思想即チ防空防謀ノ業務カ一般市民自身及国家ノ大生命ニ関スル重大問題ナルコトヲ自覺シ且防空ノ科学的知識ヲ十分ニ理解スル域ニ達スルニハ今後幾多ノ演練ヲ俟ツヘキナリ」（235頁）という状態となろう。荷風はもちろنگく限られた局面を観たのだが、局外に措いた身はかえってよく事態を観察し得た。

防空演習には軍事的意義はほとんどなく、対空監視・消火・治安など民防空活動へ民衆を動員し組織化することが、軍にとっては重要であった。

従来、学童疎開を論ずる際にはしばしば1944年6月30日閣議決定「学童疎開ノ促進ニ関スル件」「学童疎開促進要綱」「帝都学童集団疎開実施要領」を出発点としていた。（例えば、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第1巻、1974年、598頁）

学童疎開体験者の回想記録もほぼ同様である。（例えば、月光原小学校編『学童疎開の記録』未来社、1960年、9頁）

『東京都戦災誌』（東京都編、1953年）は、東京都独自の施策である縁故疎開の推進（1944年3月）・戦時疎开学園設置（同年5月）から述べており、むしろ例外的である。

6月30日閣議決定は、全国で約46万人、東京都だけで20万人に達した学童の集団疎開へ道を開いた重要な決定であり、体験として記録された学童疎開は集団疎開体験者によっているから、上記のような状況があっても不思議ではない。

学童疎開の出発点を6月30日閣議決定とする常識を形成するうえで、研究者の仕事と体験記録とはお互いに補ないあう関係にあった。学童疎開の体験は事実1944年の夏に実にあわただしく始まったのであり、あたかも降って湧いたかの如くに記憶され語られていることの意味もまた解かなければならない。

〔補註〕

山中恒の「少国民シリーズ」がひとり光彩を放っているのに対し、学童疎開に関する研究者の仕事は皆無と断言しても誤りではない。体験者の記録も多いとは思えない。

鈴木英夫が「我々疎開体験者の真情を代弁するに格好な発言」（「学童疎開とは何だったのか」『農民文学』第162号、1977年7月、55頁）として、「学童疎開の体験記録のむずかしさは、体験者の年齢が若く、真実を語ろうとすればするほど、自分も他人も傷つけることになるからだ」（樋口恵子「書き残そう学童疎開の記録」『毎日新聞』1974年9月2日）という言を引いているのも故なことではない。にもかかわらず、教師や父母の側からでなく「当時『無告の民』であった学童の側からの記録が大量に出る必要がある」という竹内好の指摘（『戦争体験論雑感』『竹内好全集』第8巻、1980年、220～221頁）が、依然重要である。

この研究は、必ずしも明確な形成過程をたどったとはいえない人口疎開政策の展開を軸に、その一環として相対的にはあるが、組織的な疎開政策が学校教育の局面で学童疎開として具体化する過程の素描を試みるものである。

2. 「避難スルハ…我国防空ノ敗北」 ——『国民防空指導ニ関スル指針』と「防空法」——

いわゆる民防空体制の矯矢とされる「防空法」（1937年4月5日公布、これを便宜上「第一次防空法」と呼び、1941年改正「防空法」を「第二次防空法」、1943年改正「防空法」を「第三次防空法」と呼ぶ）の第1条に「避難」の文字を見出せる。しかし、ここでの「避難」の意味は、地方長官が防空の必要上設備・資材を整備・供用させることができる（「第一次防空法」第5条）範囲を定めた「防空法施行令」（1937年10月1日施行）第3条第3項が「劇場、診療所、百貨店、地下ニ敷設シタル鉄道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ関シ必要ナルモノ」と規定していることから解るように、空襲時の緊急避難を指していた。後の人口疎開——むろん実態からみればあらゆる疎開は避難としてしか実現しなかったのだが——とは異なっていたのである。この時は、空襲に備えてあらかじめ密集した都市人口を分散しておく人口疎開の構想は政府部内にはまだ存在していなかった。

避難という表現を用いながらも人口疎開に関する最も早い言及は管見の限り、陸軍省・参謀本部第一部第三課『国民防空指導ニ関スル指針』（1940年）である。「避難」の項目を以下に掲げる。

1 空襲ヲ恐れ都市ヲ放棄シテ避難スルハ都市ノ壊滅、我国防空ノ敗北ニシテ依然之ヲ認めサル所ナリ

我郷土、我国土ハ全国民拳ツテ自ラ之ヲ防衛スヘキモノトス

然ルニ唯単ニ外国流ヲ模倣シ避難輸送、避難先ノ整備等ニ関スル研究検討スラ之ヲ行フコトナク避難ヲ高唱スルモノアルハ我国防空ノ特異性ヲ認識セサルモノニシテ不可ナリ

避難ヲ認メス全国民悉ク戦士タルノ覚悟ヲ強調スルモ尚且一部国民ノ避難スルハ我国国民性ノ現状ヨリスレハ之カ推測ハ難カラス況ンヤ平時避難ヲ認メ之ヲ高調スルニ於テハ避難続出収拾困難ニ陥ルヘシ故ニ風雲急ナルニ臨ミ始メテ老幼、病者、一部ノ婦女子ノミニ避難ヲ認メスルノ腹案ヲ有シ一般的ニハ此ノ類避難ハ之ヲ認メス

2 現ニ空襲ノ惨禍発生シ危険身ニ切迫セル為一時附近安全ナル場所ニ避難シ以テ無益ノ損傷ヲ避クルハ当然ニシテ此ノ種避難ノ計画、訓練、施設等ハ遺憾ナキヲ期スルヲ要ス（20～21頁）

『国民防空指導ニ関スル指針』は、防空対策の立遅れを打破するために作成したとの回想（難波三十四『戦前の防空』1958年11月、手稿、防衛庁防衛研究所蔵）にもあるように、空襲判断——米英についても言及はあるけれど、とりわけソ連邦空軍による空襲の危険性——を示すことに重点があった。けれどもこの文書から今はとりあえず、避難が後の人口疎開の意味でも用いられていることを確認できればよい。そして同時に、陸軍は空襲を避けるために都市から移動することを認めようとしていないこと、「全国民拳ツテ自ラ」防空戦に従うのが「我国防空ノ特異性」だとしながら言いようのない民衆不信を露骨に表出していること、「老幼、病者、一部ノ婦女子」に限定した事前の避難＝人口疎開を「腹案」として用意していたことなどが知れる。陸軍は、空襲を蒙る危険は確実であると判断していながら、人口疎開について極めて消極的であった。以後陸軍の基本姿勢は変化しなかったし、人口疎開の対象は常に「老幼、病者、一部の婦女子」をめぐって議論されることとなった。

1941年11月18日、第77回帝国議会は「防空法」の改正を決定した。「第二次防空法」は11月25

日公布，12月20日施行された。

「第二次防空法」は、「主務大臣ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ空襲ニ因ル危害ヲ著シク増大スルノ虞アル建築物（工事中ノモノヲ含ム）ノ除却，改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得」（第五条ノ四，圈点は逸見），防空空地を設けるために建築物の「除却，改築其ノ他」を命ずることができる（第五条ノ五・六），「物件ノ管理者，又ハ所有者ニ対シ其ノ物件ノ移動ヲ命ズルコトヲ得」（第五条ノ七）と，人口移動を伴なうはずの建築物の取毀し，移転を命じ得る条文を新設した。ところが，生ずるであろう人口移動を保障する規定は，「防空法施行令」「防空法施行規則」にも見当たらない。

〈補註〉

「第二次防空法」第五条ノ四は，閣議請議案では「主務大臣ハ防空上工場其ノ他特殊建築物ノ分散疎開ヲ図ル為必要アルトキハ其ノ建築ヲ禁止又ハ制限スル区域ヲ指定スルコト」となっていたものが，法制局の修正を経て閣議では「除却」という措置を明記した成案のように改められた（『防空法改正案律案』『公文類聚』第65編巻108）。

「第二次防空法」はむしろ「主務大臣ハ防空上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ区域内ニ居住スル者ニ対シ期間ヲ限リ其ノ区域ヨリノ退去ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得」（第八条ノ三）と，人口移動を禁止・制限した。閣議請議案では「一定ノ区域内ニ居住スル者ハ勅令ノ定ムル者ヲ除ク外防空ノ実施ニ際シ航空機ノ来襲ニ因ル危害ヲ避クル為予メ其ノ区域ヨリ退去スルコトヲ得ズ」（『公文類聚』第65編巻108，圈点は逸見）とあり，この条文設定の意味は明確である。政府・軍からみて最も可能性が高く，また彼らの建前からみてあってはならないことを条文に盛り込むことをはばかったうえでの法制局修正・閣議決定となったのである。

人口移動の禁止・制限する理由を，内務次官湯澤三千男は以下のように，燈火管制と“バケツリレー”が象徴する防空活動に従事する義務を前面に出すことによって「事前の待避」を封じるための説明を行なった。

我が国ノ現状ニ於キマシテハ，自衛防空ハ国民防空ノ根幹ヲ為スモノデアルコトハ多言ヲ要シナイト思フノデアリマス，随テ重要都市ノ居住者デアツテ，防空ニ従事シ得ル者ハ空襲ノ危害ヲ避ケル為メ，事前ニ其ノ都市ヨリ退去スルコトナク，止ツテ防空ニ従事セネバナリマセヌ，又焼夷弾ノ落下等ニ依ル火災ノ危険ノ発生シタ場合ニ於テハ，一般国民ハ自家応急防火ヲナシ，又其現場附近ニアル者ハ其ノ応急防火ニ協力セネバナリマセヌ，是等ノ必要上事前退去ヲ禁止制限シ得ルコトトシ，又自家応急防火及ビ其ノ協力ノ義務ヲ明カニシタノデアリマス

（『（第七十七回帝國議會）防空法中改正法律案委員會議録』第2回，1941年11月19日，3～4頁）

また，別に藤岡長敏内務省防空局長は第八条ノ三は「老幼デ防空活動ノ出来ナイヤウナ者ハ…除外例トシテ退去ヲ認メヨウト云フ趣旨」であり，防空活動の足手まといを強制ではなく縁故によってあらかじめ都市から移動するのを禁ずるものではないと述べた（前掲會議録，第3回，1941年11月20日，27頁）。このことは，「第二次防空法」制定に伴う「防空法施行規則」の改正（勅令第1135号，1941年12月20日施行）により第七条ノ二に，退去の禁止・制限除外例として以下のように掲げられた。

- 一 国民学校（之ニ準ズベキ学校ヲ含ム）初等科児童又ハ年齢七年未満ノ者
- 二 妊婦，産婦又は褥婦
- 三 年齢六十五年ヲ超ユル者，傷病者又ハ不具廢疾者ニシテ防空ノ実施ニ従事スルコト能ハザ

ル者

四 (略)

これは、『国民防空指導ニ関スル指針』にあった「腹案」そのものである。「第二次防空法」の準備過程は詳らかにし得ないし、帝国議会の質疑応答でも陸軍は軍事情勢に限定して発言しており、軍の関与を知ることはできないが、「第二次防空法」のごく限定的な人口疎開が『国民防空指導ニ関スル指針』を踏襲していることは内容上明確である。

〈補註〉

「第二次防空法」のもうひとつの注目すべき改正点は罰則規定の強化である。

「第一次防空法」は、医師・歯科医師・看護婦など「特殊技能ヲ有スル者」を防毒・救護活動に従事するよう命ずることができた（第六条）。これに従わなかった者には3日以下の懲役または100円以下の罰金を課することになっていた（第十八条）。また、燈火管制（第八条）に違反した場合は300円以下の罰金・拘留・科料を課することになっていた（第十九条）。

「第二次防空法」は、暴行・脅迫・威力・偽計によって防空業務を妨害した者には2年以上の懲役または2000円以下の罰金を課することとなった（第十八条）。医師等で命令に従わなかった者・燈火管制違反者には1年以下または1000円以下の罰金（第十九条）、防火改修工事・土地の収用の拒否・妨害・忌避者には6月以下の懲役または500円以下の罰金（第十九条ノ二）、消火活動に従事しなかった者には500円以下の罰金（第十九条ノ三）を課することとなった。

帝国議会では「新シイ禁止、制限又ハ命令等ノ規定ガ相当追加セラレマシタノデ、防空ノ実施ヲ確實ニ致シマスル必要上、罰則ヲ整備致シタ」（湯澤内務次官の説明、前掲会議録、4頁）と、極めて簡単な説明で罰則に触れた質疑はなかったが、規定は詳細をきわめ、罰則の重さは旧法とは比較にならない。

罰則規定がどう適用されたか不明である。あくまでも自発的に行なわれる防空活動でなければならなかったから、適用の例はないのかもしれない。しかし、今とりあえず手許の資料によれば、1945年7月14・15日米海軍による室蘭への艦砲射撃の際の、「防空壕に入ろうとしたところ、警官にこんなことぐらいでどうすると、サーベルで尻をたたかれた」「…壕に入ったのですが、そこへ警官が来て、子ども一人ぐらいなら、その子を預けて家へ戻って消火活動に当らなければだめだとうるさく言われたので、…防空頭巾をかぶりバケツを持って、家へ戻りました」（室蘭地方史研究会『室蘭地方史研究』10、1975年12月、111頁）といった回想が示す事実、警察官の日常的対応というよりは上記罰則規定の存在を念頭にいた方がよく説明できるかもしれない。

『内務省史』第3巻（大震会、1971年）は「防空行政」に1章をさきながら、罰則規定に触れていない。『日本防空史』（浄法寺朝美、原書房、1981年）も同様である。

3. 「転出ハ勸奨ニ依ル」——人口疎開構想——

ドゥリットル空襲（1942年4月18日）の直後、田中新一陸軍参謀本部第一部長は「住民及び生産施設の疎開、分散の具体化に着手すべき時である」（「参謀本部第一部長田中新一中将メモ」前掲『戦史叢書 本土防空作戦』127頁より重引）と述べたが、1942年5月5日陸海軍両省が決定した「昭和十七年度防空計画策定上ノ基準」は、ごく小規模の空襲を想定し、疎開については「空襲判断ヨリシテ未ダ退去ヲ実施セシムルノ要ヲ認メズ」（『同上』132～133頁、148頁）というもので、疎開推進の主張はごく限られた範囲にとどまったかの如くである。

疎開政策従って人口疎開がある程度具体的な姿を現わしたのは、1943年9月21日閣議決定「現

情勢下ニ於ケル国勢運営要綱」の「国内態勢強化方策」においてである。その「四、国内防衛態勢」は以下のとおりである。

(イ) (略)

(ロ) (略)

(ハ) 帝都及重要都市ノ防衛ヲ全クスル為ニ之等ノ都市ニ於ケル官庁工場、家屋等ニ対シ必要ナル整理ヲ行フ。之ガ為官庁ハ率先シテ措置ヲ講ズ。

細目ハ別紙ノ如シ。(別紙略)

公共団体、各種外廊団体、各種統制機関、統制会社等ハ官庁ニ準ジ、所要ノ整理ヲ行フモノトス。

(ニ) 前号ニ関聯シ、速ニ官庁其ノ他機構並ニ人員ノ地方分散ノ総合的計画ヲ樹立実行ス。

(ホ) 民間ノ企業整備ヲ促進シ、官庁ノ整理ニ準ジテ、帝都及重要都市ニ於ケル家屋店舗ノ整理ヲ行フ。

(「帝都及重要都市ニ於ケル工場家屋等ノ疎開及人員ノ地方転出ニ関スル件」添付、『公文類聚』第67編巻121)

ここで初めて「人員ノ地方分散ノ総合的計画ヲ樹立実行ス」と、人口疎開の計画的実施の必要性が唱えられた。しかし、官庁・工場・家屋・店舗等の整理即ち疎開に伴って必然化する人口移動＝疎開に対する備えについては依然一切言及がない。それなしに官庁等の疎開が進むはずもない。

ほどなく10月15日の閣議は、「帝都及重要都市ニ於ケル工場家屋等ノ疎開及人員ノ地方転出ニ関スル件」を決定した。閣議請議案は内務省罫紙(20行、タイプ)であり、欄外に「主任者 防空局友末企画課長」と内務省防空局が準備したことは判明するが、請議(14日)までの経緯は不明である。この決定の人口疎開に関する事項の要点は以下のとおりである。

1. 京浜・阪神・名古屋・九州の重要都市からの「人員ノ地方転出ハ原則トシテ勸奨ニ依ル」こととする。
2. 「転出」は「家族主義ノ精神」に悖らないこと。
3. 「転出」先の住居を斡旋する。家屋の増新築を認めない。
4. 「転出」は輸送事情を考慮し、「逐次」実施する。

(前掲『公文類聚』)

10月15日閣議決定は、疎開対象地域を特定し、その後も原則だと政府が繰り返し言明した「勸奨」による人口疎開を打ち出した。疎開先の諸条件は住居の斡旋程度以上に具体化しない限り「勸奨」と言わざるを得なかった。「家族主義」の強調も、政府の責任を免れる縁故による疎開の推進と関連していた。

また、「勸奨」にはこれも政府が繰り返し言明した、人口疎開は「強制ではない」という含意があった。勝利の見通しのもとで本土空襲は避け難いことと疎開の必要性を説くことは不可能であった。「第二次防空法」制定当時、第八条ノ三にかかわって「防空活動ニ当リ得ナイヤウナ人ヲ強制的ニ退去セシメルヤウナ考ヘ方デ此ノ条文ガ出来上ツテ居リマセヌ」「集团的ニ強制的ニ退去セシメルト…精神的ニ非常ニ影響ガアツテ却テ防空精神ト申シマスカ、其ノ方面ニ悪イ影響ガアル」(藤岡長敏内務省防空局長の答弁、前掲会議録、第三回、27頁)と、人口疎開を強制措置とすれば国民の戦争意欲低下に連なるとの判断を既に示していた。

人口疎開が必要だとしながら具体化しにくい状況は、10月25日次官会議決定「重要都市人口疎開ニ対スル当面ノ啓発宣伝方針」において一層明瞭である。全文を以下に掲げる。

一. 方針

政府ノ人口疎開政策ノ具体的決定ニ至ル迄当分任意ノ人口疎開ヲ誘導スルモノトス

二. 要領

(一)人口疎開ハ全国ノ戦闘配備ニ資スルモノナルヲ指摘シ戦争遂行上重要都市ニ居住スルヲ要セサル者ハ任意ニ重要都市ヨリ地方ニ転住シ以テ重要都市防衛態勢強化ニ貢献スベキモノナルヲ周知セシム

(二)転住者ノ縁戚知友ハ住宅ノ提供職業ノ斡旋其ノ他ニ関シ便宜ヲ供与スヘキコトヲ奨励スルト共ニ転住者ハ地方ニ於テ進ンデ自己ニ適スル業務ニ従事シ以テ戦力増強ニ貢献スベキコトヲ強調ス

(三)交戦各国ニ於ケル人口疎開ノ実情ヲ紹介ス

四政府ノ人口疎開政策ノ具体的内容ハ正式決定ヲ見ル迄ハ一切之ニ触レザルモノトス

(註) (略)

(『昭和十八年公文雑纂』巻5)

この次官会議決定には幾つの特徴がある。

(1)管見の限り、政府・軍の公文書で空襲に備えた人口移動・転出に軍事用語である疎開を充てたのは、この決定が最初である。人口疎開は、避難すなわち「我国防空ノ敗北」(『国民防空指導ニ関スル指針』)ではなく、「全国ノ戦闘配備ニ資スルモノ」であるという説明とよく符合していた。軍事情勢の逼迫を悟られることなく、しかも人口移動・転出を促すという「啓発宣伝」に効果をもたらすために軍事用語を充てたのである。

(2)従前のように対象を老幼婦女子に限定しない一般的人口疎開を構想した。

(3)政府の人口疎開政策が「具体的決定ニ至ル迄」は「任意ノ人口疎開ヲ誘導スル」と、「勸奨」の域を超えた何らかの強制的措置を構想していたかのようである。また、人口疎開は都市住民の自発的意志によっているかのごとく宣伝・組織され、外国の人口疎開の紹介は「誘導」の好材料となるはずであった。

(4)疎開者への住居の提供・職業紹介は「縁戚知友」がなすべきこととされ、10月15日閣議決定が住居の斡旋をうたっていたのとは異なっている。人口疎開の受入先で生ずる諸問題は、「家族主義」の範囲で解決すべきだという点を一層強く主張している。このことと「任意ノ人口疎開」とが対応している。

ところで、次官会議が最後に述べていた「政府ノ人口疎開政策ノ具体的内容」とは何であろうか。おそらく10月26日に帝国議会に上呈された「防空法」の改正(「第三次防空法」)案が、「具体的内容」のひとつであろう。法案は10月22日閣議へ請議、23日に閣議決定をみた(「防空法中改正法律案」請議案『公文類聚』第67編巻96)。

請議案に添付した「防空法中改正法律案要綱」には「(一八. 一〇. 一三決)」とあったから、「防空法」の改正は10月15日閣議決定とはほぼ同時に準備されていたことになる。

「第三次防空法」(10月31日公布)の人口疎開にかかわる旧法との大きな違いは以下の点である。

(1)目的規定(第一条)に「監視, 通信, 警報, 燈火管制, 分散疎開, 転換, 偽装, 消防, 防火, 防弾, 防毒, 避難, 救護, 防疫, 非常用物資ノ配給, 応急復旧」と、民防空の範囲を拡大し分散

疎開も明記した。

(2)「一定の区域内ニ居住スル者ニ対シ期間ヲ限り其ノ区域ヨリノ退去ヲ禁止若ハ制限シ又ハ退去ヲ命ズルコトヲ得」(第八条ノ三、圈点部分を改正)と、旧法がむしろ事前の避難を禁止するための条文であったのに、強制的に人口疎開を命ずることができるという全く別な性格を備えたものとなった。

もっとも、帝国議会では「一定区域内ノ若幼病者等ノ要保護者其ノ他ニ対シマシテ、退去ヲ命ジ得ル」(安藤紀三郎内務大臣、『^(第八十三回帝国議会)防空法中改正法律案委員会議録』第2回、1943年10月28日、3頁)、「其ノ範圍ハ更ニドウカト云フコトニナリマスルト、マダ研究中デゴザイマス、要ハ足手纏ヒトナルヤウナ者ニ一時出テ貰フ、平タク申セバ斯フ云フ心持デ居ル訳デアリマス」(上田誠一内務省防空局長、同上、22頁)という説明に終始し、政府・内務省はその範囲がごく限定的なものであることを強調したのである。

また、「只今考ヘテ居リマスル行き方ハ、先ツ建築物ノ疎開カラ着手ヲ致シマシテ、ソレニ依ツテ生ズル人口ノ疎開ヲ之ニ伴ハセテ行ク」と、一般的人口疎開ではなく建物疎開に付随した人口疎開に限定し、東京都で計画しているその規模も数千戸、人口で数万であると言明した(上田防空局長、同上、10頁)。

これらの説明は、単に「色々ト国民ノ中ニ誤解ヲ持チ、或ハ疑念ヲ持ツ人ガアツテ人心ヲ不安ニ陥レルコトガアツテハナラヌ」(江口繁の質問、同上、22頁)という質問への対応という意味だけでなく、防空地帯を設けるための建物疎開に付随した人口疎開と、消火活動の足手まといを遠ざけておくという、政府の人口疎開政策の基本路線を示したものであった。

(3)第八条ノ三の退去命令の発動による疎開者に対し支給すべき移転費を新設した(第十二条ノ二)。これはむしろ強制人口疎開に対応した措置である。

「第三次防空法」に基く改正「防空法施行令」(勅令第21号、1944年1月9日公布)は、その第七条ノ二では旧法を改めることなく退去禁止・制限の例外として「老幼病者」を掲げたが、第七条ノ三に「特ニ防空ノ実施ニ従事セシムルノ要アル者以外ノ者ニ対シ情況ニ応ジ退去ヲ命ズルコトヲ得」と内務大臣の権限を明記し、一般的人口疎開へ踏み込んだのである。しかし、「第三次防空法」第八条ノ三、「防空法施行令」第七条ノ二に基く強制疎開命令が実際に発動したという事実を今のところ見出すことはできない。

にもかかわらず、そして「勸奨」「任意」と言いながら、新聞報道は1943年夏以降強制人口疎開を強調していた。例えば『朝日新聞』(1943年9月24日、夕刊、縮刷版、以下同じ)は「国内態勢強化方策」(9月21日閣議決定)に触れながら、「国内防衛態勢完備に人口疎開を徹底」と見出しを掲げ、「戦局の推移よりみて人口疎散等を実行する場合には強権の発動もやむを得ない」と「第二次防空法」改正の必要を報じている。

10月16日付同紙は「人家にも疎開命令」と「第三次防空法」案の閣議決定を報じ、同日夕刊も「強制疎開を準備」「民間の人口疎開を断行するために防空法の内容を飛躍的に強化せんとするものである」と報じた。帝国議会に上呈された27日の同紙は「強権で人口疎開」と報じ、「第三次防空法」に関する報道はほぼ正確であった。一方、「強権発動によって、びしびし急速に対空都市要塞を築くのであるが、その緩急順序については……無茶を避けて強権法規は出来る限り用ひず、行政措置によって円滑に運ぶ」(『朝日新聞』10月27日)との、見出しが繰り返す「強制疎開」とはそぐわない、強制人口疎開はあたかも条文上にとどまるが如き報道もあった。

また、「啓発宣伝方針」に従うまでもなくハンブルグ・ベルリン空襲の事実は、「〔英国空軍はベルリンに対し〕高性能爆弾ならびに焼夷弾を投下した。独軍戦闘部隊および多数の高射砲陣地は一斉に行動を起し敵機の爆撃を阻止した」(『朝日新聞』11月20日、圏点は逸見)といった調子で伝えられた。

『法令全書』や『官報』で法律を見る人はまずいるはずもないが、上述の如き報道下で人々は空襲の可能性と人口疎開の必要性をどう捉えたであろうか。

〈補註〉

当時の新聞を通覧すれば事実は知らされていたと言わざるを得ない。例えばハンブルグ空襲については、空襲の規模・爆弾の種類・夜間空襲・被害状況等について11段抜きで報じられている(『朝日新聞』1943年9月27日)。しかし、知らされていたことは知っていたことと直接結びつかないことが多い。

さて、試みに手許にある日記類に人口疎開の記述を探してみる。

・徳川夢声 この時期『太平洋戦争日記』に人口疎開について記すところがない。

・正木ひろし 「昭和十八年八月十三・四日の帝都の新聞は、一斉に都民の人口疎開を提唱している。防空方針の大変革である。この日以前に疎散問題を口にする者があつたら、人心を惑わす者として豚箱の御厄介になっていたかもしれない。……今に至って人口の大量的疎散が可能であろうか。……準備不徹底・無方針のそしりを免れない。」(『近きより』第7巻第8号、『近きより』5。旺文社文庫版、1979年、34頁)

・野上彌生子 「今朝とどけて来た新聞を見ると……人口疎散の問題も実行に移されるらしい。私が三四年前から云ってゐた事がやっと行はれようとする。それも組織なしで、間に合はせのやり方で。多分。」(1943年9月24日の条、『野上彌生子全集(第Ⅱ期)』第8巻、岩波書店、1987年、124頁)

・永井荷風 「疎開ト云フ新語流行ス民家取拂ノフナリ」(1943年12月31日の条〔欄外朱書〕、『断腸亭日乗』5、岩波書店、1981年、419頁)〔欄外朱書〕とは編集者の註である。荷風にとって朱書すべき事態であつたろう。

また別に「来る十月中には米国飛行機必来襲すべしとの風説あり。上野両国の停車場は両三日この方避難の人達にて俄に雑沓し初めたりと云」(9月28日の条、同上、386頁)とも記録しており、これは「十月は空襲必至といふことで、東京では防空訓練に狂奔してゐるそうだ」(1943年9月24日の条、『古川ロッパ昭和日記』戦中編、晶文社、1987年、474頁)という緑破が耳にし、書きとめた風聞ともある程度符合している。

荷風は、「朝鮮海峡また津軽海峡にて日本運送船撃沈せられり由」(10月9日の条、同上、390頁)とも記録しており、荷風周辺の都市住民のざわめきが聴こえてくるようである。

空襲・人口疎開が必至という情報のもとで人々はいったいどうしようとしたであろうか。荷風は「余が友人中には田舎に行くがよしと勧告するものあり。著書及び草稿だけにても田舎へ送るたまへと言ふもあり。生きてゐたりと面白くなき国なれば焼死するもよしとは言ひながら、また生きのびて武断政府の末路を目撃するも一興ならむ、さまざま思ひわづらひ未去留を決すること能はざるなり」(9月28日の条、同上、386頁)と、空襲の予想と敗戦への見通しをもちながらもなお躊躇している。この時荷風散人65歳。

・伊藤整 「防空法は、改正され、疎開を主にして、一層強力なものとなったようだ…その中に『一定の区域を指定し、その区域内に居住する者に対し、転居又は退去を命じ得る』という項目があり、……いざという場合には、危険な区域を空っぽにしてしまうような処置もするにちがいない」(10月27日の条、『太平洋戦争日記(二)』、新潮社、1983年、146頁)と、防空法改正に注意を払っていた。伊藤整は、不安・危機感とそれらを先送りした結果生まれた多少楽観的な判断との間を揺れ動いていた。

伊藤整が示した、人口疎開のどうにでも受けとめることができる報道と疎開の決断との距離は、一般的

な都市住民の対応に最も近いように思われる。以降、作家は自身と家族の健康、食糧、家計の不安の記録の間に疎開について頻繁に置きとめている。

4. 「都市疎開実施要綱」と人口疎開政策の展開

12月21日、閣議は9月21日閣議決定「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」をふまえて「帝都其ノ他ノ重要都市ニ付キ強力ナル防空都市ヲ構成スル如ク人員・施設及建築物ノ疎開ヲ実施ス」と「都市疎開実施要綱」を決定した。

閣議決定の人口疎開にかかわる要点は以下のとおり。

- (1)疎開区域を、東京都区部、横浜・川崎・大阪・神戸・尼崎・名古屋・門司・小倉・戸畑・若松・八幡各市と定めた。
- (2)人口疎開の対象者は、疎開区域内にあって①建築物・施設の疎開に伴う者、②疎開区域外に職場を有する者、③企業整備による転廃業者、④その他疎開区域内に居住の要少い者とする。
- (3)人口疎開は「勸奨」による。その目標は時期及び情勢によって定める。疎開は世帯単位で家族主義の精神で行なう。
- (4)移転奨励金を低所得者、入営・応召軍人・被徴用者の遺家族に交付する。
- (5)移転先の住居は各自縁故者に求め、家屋提供を慫慂し店舗の住宅化を実施する。
- (6)移転先における再就職を斡旋し、転入学の特別取扱などを措置する。

(『公文類聚』第67編巻121)

翌日の各紙は「要綱」を掲げ「疎開の実施方針決る」と報じた。防空総本部長官・内務大臣安藤貴三郎は談話を発表し、「疎開目的は帝都及重要都市に付防空都市を完成すると共に一億国民の戦闘配置に遺憾なからしめんとするにある。…これ（疎開）は単なる都市よりの退避、家屋の取毀しではないのであってこれに依って戦時生産の中核たる都市の防衛を完璧ならしむると同時に地方に疎開したる者をしてそれぞれの転出先において軍需生産、食糧増産等に邁進せしめんと積極性を有つものである」と述べ、見出しも「単なる退散に非ず」とあった（『朝日新聞』1943年12月22日）。

この閣議決定では、都市疎開とは殆んど人口疎開を意味していること、人口疎開は依然として「勸奨」によって推進すること、それとの対応で受入体制就中住居は縁故に依ることとし、果すべき政府の責任は明記されていない、という諸点に特徴があった。

新聞報道も人口疎開に力点をおき、しかも閣議決定にある「疎開ノ勸奨ニ当リテハ綜合戦力増強ノ為ニスル国民ノ戦時配備ニ積極的ニ寄与スル所以ナルコトヲ徹底セシム」を受けたものであることは改めて指摘するまでもない。

新聞報道と同じ12月22日、『週報』第375号は全体の3分の1に相当する21頁をさいて、あらかじめ用意していた12月21日閣議決定に沿った「都市疎開問答」を載せた。これは『週報』が載せた最初の疎開に関する記事であった。内閣情報局は、人口疎開について「改正防空法で一定区域外への転居を命じ得る規定が設けられたのですが、しかし、各般の事情を考慮して人員の疎開については、国民の協力に俟つことが一番適当だという観点から勸奨によってやるといふ建前であります」（6～7頁）と、新聞が繰り返してきた強制人口疎開を打ち消すかの如く「勸奨」による人口疎開を強調した。

政府は「防空法」の罰則規定以外はその意図を国民に知らせていた。ただ、かきたてた不安を戦意昂揚に結びつけ、しかも人口疎開を政府の責任を明確にせずに推進するという虫の好い、不

可能なことを構想していたに過ぎない。

強制ではなく「勸奨」によるとの政府の度々の言明は、また別に繰り返された「敵の反攻はいよいよ本格化し各所に深刻苛烈なる戦闘が惹起されてゐる」が、「既得のわが全般の戦略態勢は厳として確保し、わが第一線の将兵はいよいよ潑刺たる英気をもって随所に敵の反攻を迎へてその人的物的戦力の撃砕を図り、一意戦争目的完遂に邁進しつゝある」（陸軍大臣東条英機の帝国議会における演説に関する記事、『朝日新聞』1943年12月27日、夕刊）といった類の偽瞞的宣伝によって増幅され、人口疎開は抑制され、政府によっても、国民の間においてもいっように具体化しなかったのである。

5. 「勸奨」による人口疎開政策の具体化

「勸奨」はきわめて姑息な演出と功妙な手段による組織化を伴って行なわれた。

演出とは例えばこんなことである。『朝日新聞』は「疎開の希望者激増」「疎開相談が殺到」と、「勸奨」に応えた希望者が多数いることを強調した（1944年1月8日、夕刊）。また、1月19日付同紙は「可愛い疎開の尖兵」と、東京都長官大達茂雄の娘二人が大達の故郷島根県浜田市へ縁故疎開した記事を写真入で載せており、「老幼婦女子」を「都会から疎開させるのに杞憂を抱いて逡巡してゐる都会人には大きな示唆を与へるだろう」と説明があった。都長官が「都市の疎開へ率先垂範」というわけである。

また、「勸奨」は行政組織を活用した住民の組織化として具体化が図られたのであり、「自発的」というのは単なる宣伝文句に過ぎない。

向島区役所は、「区内人口稠密地帯疎開を迅速にする為」に2月4日「向島区疎開協力会」を結成した。協力会は会長は区長、都議会議長・聯合町内会長を副会長とし、各町会長・区議・区役所疎開事業所・警察署等によって構成され、「連絡協力して疎開の完璧を期す」ことになっていた（『都政週報』第31号、1944年2月26日、13頁）。同誌は、神田区疎開協議会開催・王子区町会疎開協力委員会結成を報じており、この種の組織は相当広範に結成されたと思われる。

一方、必ずしも全容は明らかではないが、「勸奨」とはいいながら人口疎開は町内会を通じて組織された。例えば「一月の東京都常会徹底事項」（『都政週報』第24号、1944年1月1日、2～3頁）の第三項は「空襲に備へて直ちに身を以て疎開を実施いたしましょう」であった。それは「空襲は必至の状態にあります。疎開は敵の盲爆に対する都民の戦闘です。……都の区域内に住む必要のない人は疎開方針に協力し進んで転出致しませう。疎開する人達に対しては種々な便宜が与へられます」と呼びかけていたが、肝腎なことは「隣組に徹底し充分な成果を挙げる」ことにあった。「時局認識と相互教化のための寄合であり、上意下達の貫徹をはかるために仕組まれた装置」（秋元律郎『戦争と民衆 太平洋戦争下の都市生活』学陽書房、1974年、95頁）「防空活動の単位」（同上、208頁）である町内会・隣組を政府が利用しないはずがなかった。

『朝日新聞』（1944年1月23日）は「出来る限りは自発的に住居の新しい戦闘配置につかなくては」と、町内会に疎開協力部を設け、回覧板を十数回も廻して疎開対象623世帯に働きかけた結果、23日には町内会主催の送別会を行なう城東区大島町の町会の活動を報じていた。疎開命令は前年11月12日に発せられたとあり、その間強制と「自発的」疎開＝「勸奨」の間を埋めるべく町内会が「相互教化」「上意下達」の役割を担ったのである。

ところで、人口疎開は「家族主義ノ精神」に基づくべきだとは事あるごとに強調され、「家族主義ノ精神」は「人員の疎開は世帯単位での疎開が原則」（「勝ぬく生活手帳」『都政週報』第25号、

1944年1月15日、16頁)とすることで貫徹するはずだから、「可愛い疎開の尖兵」云々の記事は、政府・都の人口疎開の原則にもとるという皮肉な一面をのぞかせていた。

また、城東区大島町6丁目の疎開対象者623世帯のうち、2カ月を経過した後に疎開するのはようやく100世帯であったことは、先の記事が単に町内会疎開協力部の活動を持上げたばかりでなく、世帯単位の疎開が如何に困難であったかを示したものであった。

そして、帝国議会における政府の説明は「勸奨」によるとしか言いようのない状況を示している興味深い。

人口疎開の対象を明確にしなければ、「唯勸奨ニ依ツテ疎開スルト云ヒマシテモ、實際之ヲ実現ヲ見ルコトハ困難ナ事情ガアル」、また「強権ニ依ル人員疎開ト云ヒマス、是ノ準備ガナケレバ強権ノ発動ガ出来ナイヤウナ場合ガ實際アルト思ヒマスノデ、是等ノ点ニ付テ政府ノ意見ヲ承レバ結構ダト存ズル」という窪井義道の質問に政府委員防空総本部次長唐沢俊樹は次のように答弁した。

(強権の発動は) 最後ノ抛リ所デアリマシテ出来得ルナラバ、一般ノ都市民ガ此ノ空襲必至ノ現時局ヲ認識サレタ上ニ、各自ソレゾレ縁故先ヲ求メテ疎開サレルコトヲ希望スル……併シナガラ時局は愈々急迫シテ参リマスルシ、一方人ノ任意疎開ト云フコトハ各種ノ物質的、精神的障碍ガアルノデアリマシテ、果シテ政府予定ノ通り完全ニ疎開シ得ルヤ否ヤト云フコトニ付テハ、今予断ヲ許サナイヤウナ状況デアリマス……

(人口疎開対象者の範囲は) 個人ニ付キマシテハ左様(12月21日閣議決定「都市疎開実施要綱」の疎開対象者規定を指す——逸見)ニ決メマシテモ、一方其ノ家庭内ニハ、其ノ疎開スベキ都市ニ留マラナケレバナラナイヤウナ家族モアル場合モ相当アルト思ヒマス、サウスルト家族ト分ツト云フ風ナコトニモナリマス、ソレハ日本ノ伝統的家族制度ニドウ云フ影響ヲ及ボスカ、又其ノ点ハ仮ニ宜シト致シマシテモ、経済的ニ家庭ヲニツニ分ツト云フヤウナコトノ出来ナイ場合モアルト云フヤウナコトニ想ヒ致リマス、中々実効ノアルヤウナ範囲ヲ明瞭ニ決メルコトハ非常ニ困難デアリマス、一応ノモノハ既ニ御承知ノ通り定マツテ居リマスガ、是デハ尚ホ十分デアリマセヌカラ、更ニ具体的ニ決メテ行カナケレバナラヌト考ヘツ、尚ホ之ヲ明瞭ニ決メマスルコトガ非常ニ困難デ、其ノ点ハ非常ニ苦シンデ居リマスル……

(『第84帝国議会衆議院予算委員会第二分科(内務省及厚生省所管)会議録』第1回、1944年1月27日、17頁)

同じ帝国議会衆議院決算委員会で「ドレダケ一體政府ハ大都市ノ疎開ヲヤラウトスルノカ、家屋ニ於テ何戸、人口ニ於テ何人、サウ云フ大事ナ数ヲ御示シテ願ハヌト是ハ困ルコトデヤナイカ」と濱野清が迫ったのに対して、政府側は東京他四大地域で家屋20万戸以上の疎開を行なうと答弁した(『第84回帝国議会衆議院決算委員会会議録』第3回、1944年2月1日、64～65頁)。

濱田は重ねて「勸奨ニ依ツテ更ニ疎開スル見透シト云フモノハ政府トシテドノ点マデ持つテ行ケバ、八百万ト云フ大人口ガウズウズシテ居ル所ニ空襲ガ来タ前後ニ於ケル大混乱ヲ、根本的ニ防ギ得ルノカ」と質したのに対し、上田誠一防空総本部総務局長の答弁は以下の如くであった。

……具体的にドノ都市ニ何万人ト云フコトヲ国トシテハ考ヘテ居リマセヌ、又之ハ考ヘヤウニ依ツテハ非常ニ難カシイ問題デアリマス、唯防空ダケノ見地カラ物ヲ見ルコトハ如何カト思フノデアリマシテ、今日ノ段階ニ於テ戦争ヲ現実ニ遂行スル上ニ於テ、而モ防空的ニ強化サレツソレヲ遂行スル上ニ於テ、今日ノ都市ノ構成ガ如何ナルモノデアルベキカハ、自ラ別個ノ

観点カラ周密ナル計算ノ下ニ立テラレルベキデアラウ……

(同上66頁)

なおも喰いさがった濱野に対する上田局長の答弁。

……此ノ人口疎開ノ目標ニ付キマシテハ、国家トシテハ何百万人ト云フ数字ハ未ダ決定シテ居リマセヌ、私共ハ事務当局トシテ目標ヲ以テ居リマシテ、此ノ目標ニ其イテ之ヲ実現スベク努力ヲ致シマス、併シナガラ今其ノ数字ハ今此処デ申上ゲルベキ筋合ノモノデハナカラウト存ジマスガ故ニ、申上ゲナイノデアリマス

(同上66頁)

上記の質疑応答から内務省が人口疎開の推進についてどのように判断していたかを窺うことができる。それらを次のように整理できよう。

- (1)「勸奨」による任意疎開策によっては人口疎開は進展していない。
- (2)「事務当局トシテノ目標」はあると言明したが、軍需工場・交通施設周辺の防火地帯設置のための家屋取壊し・それに伴う人口疎開以外の具体的目標を立てることは不可能である。従って一般的人口疎開は「勸奨」によらざるを得ない。

内務省は隘路として家族制度の破壊と家計の負担増を挙げたが、「戦争ヲ現実ニ遂行スル」という論点を前面に掲げた答弁からは軍需工業労働者を確保するためには都市からの人口移動を考える余地はないという点が明らかとなった。要するに計画は明示されなかったのである。

従って、「(政府が挙げた目標は)大都市ノ戸数全体カラ見マスト、非常ニ少ナイ」「是スラ……予定ノ通りニ進行シ難キ状況デアル」「食糧ト都市ニ残ツテ居リマス所ノ人口トノ関係、又是ガ治安ニ及ボス関係等ニ付テ明確ナル御答弁ヲ得ラレナカツタ」(金光庸夫、同上、67-68頁)といった批判に対して、内務省はほとんど応える術をもたなかった。

内務省が計画を示し得なかったばかりでなく、都市住民もまた「疎開状況一つ見てもなんといふのんびりした事だ、この建てつまつた日本の都市に盲弾を浴びせればどうなるだらうか声をからして疎開を叫ぼうにも一向に動かうとしない都会人の気持がわからない」(「東部軍司令部稲留参謀談」『朝日新聞』1944年2月19日、夕刊)と軍が苛立つ状況にあった。事実2月15日に東京都が実施した「疎開人員調査」の結果によれば、調査人員651万人のうち疎開を希望する者は78万人で12%に過ぎなかった。78万人の内訳は、4万人が年齢65歳以上の者、31万人が国民学校初等科児童・7歳未満の者、43万人が一般的人口疎開対象者となっていた。この調査によれば、政府が「勸奨」による疎開を強く望みかつ最も困難だと考えていた一般的人口疎開対象者は総数430万人に対し僅か10%が疎開を希望していたに過ぎなかった(「東京都人員疎開実情調査集計表」『浅沼稻次郎文書・都議会関係書類 昭和19年1-7月』所収、国立国会図書館憲政資料室蔵)。

6. 一般的人口疎開政策の挫折と学童疎開の具体化

1944年3月3日、閣議は「一般疎開促進要項」「帝都疎開促進要目」を決定した。「帝都疎開促進要目」は、古材再利用を考慮することなく7月末日までに5万5千戸の家屋を取壊し、「強度ノ促進ヲ図ル」と、閣議決定として初めて戸数と期限を明示した。

人口疎開については「受入体制ノ整備」として

- (1)府県別受入割当数の決定
- (2)老幼者・要保護者の縁故による「引取り」の実施
- (3)帰農計画の立案・実施
- (4)疎開に伴う配給体制の整備

等を定め、「輸送上ノ処置」「家屋空間ノ供出強化」「残留者ノ簡易生活化」を掲げた。

(「老幼者妊婦等疎開実施要綱ニ関スル件」閣議請議案添付、『公文類聚』第69編巻84)

閣議決定に至る経過は不明だが、その背景には「敵米ノ早期決戦企図ト戦局ノ推移ニ鑑ミ特ニ其ノ『マーシャル』侵襲及千島方面ニ対スル積極企図等ニ関聯シ直接帝国本土空襲ノ算極メテ増大……」(大本営陸軍部「緊急国土防衛措置要領(案)」1944年2月18日、『航空関係重要書類綴』所収、防衛庁防衛研究所蔵)という軍の新たな空襲判断の形成がかかわっていたと考えてよい。

「緊急国土防衛措置要領(案)」別冊「民防空強化方策」(陸軍参謀本部第二課)は、「主要都市ハ計画的ニ防空計画ヲ構成スルヲ基準トシ家屋ヲ除去シ之ニ応ズル人口ヲ疎散ス」と、400万人以上の人口疎開を1944年中期までに実現することを計画した。陸軍が示した基準は下表のとおりである。

	現戸数	要除去家屋	上ニ応ズル人口
東京	120万戸	40万戸	200万
横浜	20	6.6	33
名古屋	25	8	40
神戸	20	6.6	33
大阪	60	20	100
倉幡地区		現重要生産従事者以外全部	
備考	全都市ノ半部ヲ空（緑）地帯及道路トスルヲ標準トス ④東京現在 全面積573万方 道路空（緑）地約25%		

この文書の「軍防空力ノ期待度」にはこうある。

中空以下ノ数十機編隊ニ対シ現在ノ軍防空力ヲ以テシテハ撃墜期待昼間ニ於テ十五一二〇％、夜間五一一〇％前後ト判断ス

而シテ B-29ノ現出ニ伴フ高々度防空力ノ現況、敵海上機動部隊ニ対スル帝国海軍内戦部隊ノ現況ヲ以テスル攻撃効果ノ期待薄、更ニ中部太平洋、北東、支那方面ノ戦況推移ノ如何ニ依リテハ更ニ敵空襲ノ算多シ(圈点は逸見)

中空以下の撃墜期待の数字は何の根拠もなかったし、B-29撃墜可能な15cm高射砲が2門配置をみたのは1945年5月のことであり、この時点での「攻撃効果」は「期待薄」どころではなかった。

「先ツ軍関係者率先疎開疎散ヲ実行シテ官、都(市)民ヲ先導スルト共ニ速カニ国家ノ強権ヲ発動シテ防空強化ヲ強制ス」と言ってみても、ここでは疎開は既に避難と変るところがなかった。

1943年末にはB-29の性能はほぼ判明しており(前掲『戦史叢書 本土防空作戦』196～199頁)、この空襲判断は、B-29による米軍の本土空襲は避けがたく、しかも有効な対空戦は不可能であり敗北するという見通しを述べたものであった。

そして、人口疎開にとってこれらふたつの軍の文書がもっていた重要な意味は次の二点である。

(1)家屋の取毀しについて数を示して目標としたのは人口疎開の新しい展開であったが、「受入体制ノ整備」は依然として具体的ではなかった。

(2)家屋の取毀しに伴う人口疎開以外の人口疎開対象者を老幼者・要保護者に限定し、「第三次防空法」・前年12月21日閣議決定「都市疎開実施要綱」が掲げた一般的人口疎開については言及するところがなかった。

「帝都疎開促進要目」以降、人口疎開政策はもっぱら老幼者・要保護者の問題として具体化する。人口疎開は、「国家ノ強権ヲ發動シテ」一般的人口疎開策として具体化したのではなく、むしろ一般的人口疎開を放棄した結果として展開したのである。

「京浜地域人員疎開の措置要領」（3月9日次官会議決定）は、3月3日閣議決定を具体化したものである。この決定は、人口疎開該当者を甲（建物疎開に伴う者）、乙（老幼者・要保護者、特に国民学校初等科児童）、丙（甲・乙以外の者）に区分した。

乙疎開者は、「防空活動に支障となる惧れのある老人幼児や保護を必要とするもの、特に学童（国民学校初等科児童）の疎開がこれに入り、甲疎開者に次いで配慮される」（圈点は逸見）と規定され、乙疎開者がほとんど国民学校初等科児童を指していたことはいうまでもない。学童疎開は縁故先への転出を原則とし、4月末日までに希望を申請することとされた。同時に、「疎開の希望はあるが縁故先がないために出来ない学童の集団疎開については目下考究中である」（『東京大空襲・戦災誌』第5巻、673頁）と、集団疎開についても検討をしていることを明確に表明した。学童集団疎開について初めて言及したのはこの次官会議決定である。

〈補註〉

『東京都戦災誌』は、「政府のこれが施策に先立ち、東京都当局においては既に18年の春ごろから老幼の疎開勸奨問題とともにこの国民学校児童を空襲から護るべき適切機敏なる措置の必要を痛感して真剣に具体策を考慮しつつあった。この点に於て東京都は学童疎開の積極的な指導者であった…」(217頁)と述べているが、管見の限りこの記述を裏付ける史料は見出し難い。

以後、学童疎開は組織的に具体化していった。

まず、東京都は3月10日「学童疎開奨励ニ関スル件」を発し、①保護者に対して縁故による疎開の奨励、②養護学園等の施設を利用した疎開の実施、を指示した（『東京都戦災誌』218頁）。

東京都の国民学校初等科児童数47万人のうち縁故疎開に従ったものは、4月1日現在の調査では7万5千人（16％）であった（同上、218～219頁）。後者の措置は、養護学園・臨海学園・中等学校施設を転用し、39カ所で7千人を収容する戦時疎开学園として具体化した（同上220頁）。

〈補註〉

『都政週報』第49号（1944年8月5日）は「現在迄に三千余名の学童を収容している」（9頁）と述べており、計画を大幅に下回っていたことが解る。その間の事情は不明である。

帝国議会で内務大臣が「国民学校の集団疎開は単に疎開といふ一面から見たらいいと思われるが影響するところ多いから目下各方面と考究中である」と説明したのは3月22日のことである。

5月31日東京都協力会議の席上で羽仁説子は次のように質問した。

帝都が空襲に対して一糸乱れないために児童に対しての対策が必要である。労務給源確保の上からも児童の集団疎開を希望したい。学童の集団疎開が都の盡力で実行の端緒についてゐるのは結構だが、現状は毎日相当の経費を必要とするので、集団疎開に参加する必要がある子どもたちは却って積極的に疎開しにくいやうだ。

これに対して都防衛局長・教育局課長らの説明では「学童の集団疎開は目下のところ国の方針が認めてゐないので都としては積極的にやることは出来ない。しかし都の心構へとしては十分の用意が十分に出来てをり、政府に対しても実行方を具申してゐる」と、方針を確定しているという明確なものであった（『朝日新聞』1944年6月1日）。

〈補註〉

羽仁が指摘した「実行の端緒についてゐる」集団疎開とは戦時疎開学園のことであろう。戦時疎開学園では保護者は1ヵ月20ないし25円を負担しなければならず、応召軍人・戦死者遺家族子弟に認めた減額措置も「任意疎開ノ趣旨ニ鑑ミ減額事例ハ極メテ例外的扱トナスコト」になっていた（1944年5月1日「戦時疎開学園ニ関スル件」『東京都戦災誌』221頁）。

『東京都戦災誌』は「（戦時疎開学園は）限られた既存施設の利用によるもので多数者の要望を満しきれぬ限界があり、それならばどうせ実施する以上一步前進して、集団学童疎開を実施して、関東各県へこれを依頼し学童を安全な町村へ送りこみ、安心して勉学にいそしめるように積極的な計画を樹てるべきであるとの声が都当事者特に教育局首脳部に強くなった」ので、都独自の計画を立案した（222頁）、と述べている。

都独自の計画とは「東京都国民学校児童集団疎開実施要綱」「東京都国民学校児童集団疎開実施細目」である。以下に全文を掲げる。

「東京都国民学校児童集団疎開実施要綱」

1. 要旨 東京都国民学校児童ノ疎開ヲ促進スル為縁故疎開ヲ一層勧奨スルノ外本要綱ニ基キ勧奨ニ依ル集団疎開ヲ実施スルモノトス
2. 疎開セシムベキ児童 区ノ存スル地域ノ国民学校初等科3年以上6年迄ノ児童ニシテ親縁故先等ニ疎開シ難キ者トス、右ノ内第一次疎開ハ20万人ト予定シ遂時之ヲ拡張スルモノトス
3. 疎開先 疎開先ハ差当リ神奈川県ヲ除ク関東地方ノ各県、福島、新潟、長野、山梨、静岡各県トス
4. 疎開先ノ教育 (1)疎開先ノ教育ハ受入市町村立国民学校ニ於テ行フモノトシ己ムヲ得ザル場合ハ宿舍其ノ他ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得ルモノトス (2)疎開先ノ教育ニハ必要ナル教職員ヲ都ヨリ附随セシムルモノトス
5. 疎開先ノ宿舍 (1)宿舍ハ受入先ニ於テ之ヲ斡旋ス (2)都ノ教職員及児童ハ合宿ニ依リ家族的ニ共同生活ヲ行フモノトス
6. 事務ノ委託及経費負担 (1)教育及宿舍ニ関スル事務ハ都ヨリ疎開先ニ委託スルモノトシ之ニ要スル経費ハ都ニ於テ負担ス (2)児童、教職員及教具、調度品等ノ鉄道輸送ニ要スル経費ハ国庫ニ於テ負担スルモノトス (3)児童ノ食費、衣服等自身ノ生活費ハ保護者負担トス 但シ事情ニ依リ減免スルモノトシ其ノ費用ハ都ノ負担トス (4)其ノ他ノ経費ハ都ノ負担トス (5)国庫ハ児童ノ生活費並都ノ負担スル経費ニ対シ其ノ半額ヲ補助スルモノトス
7. 監督 都ハ必要ニ依リ都児童ノ教育ニ関シ視察指導ヲ行フコトヲ得ルモノトス

「東京都国民学校児童集団疎開実施細目」

1. 疎開児童ノ割合 (1)各疎開先県ノ受入得ラルベキ児童数ハ文部省及防空総本部ニ於テ割当て都及関係県ニ通知スルモノトス (2)各疎開先県ニ対スル各区ノ疎開シ得ベキ児童数ハ都ト協議ノ上防空総本部及文部省ニ於テ割当て之ヲ関係都、県、警視庁、農商省及運輸通信省ニ通知スルモノトス (3)疎開先県ハ管内市町村ノ受入ルベキ児童数ヲ割当て之ヲ管内市町村及都ニ通知シ且防空総本部、文部省、農商省及運輸通信省ニ報告スルモノトス都ハ右割当通知ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ関係区及警視庁ニ通知スルモノトス (4)各区ハ前号ノ受入市町村割当児童数ニ基キ区内各校ノ予定疎開児童数及其ノ疎開先市町村ヲ各校ニ内示スルモノトス
 2. 疎開児童ノ決定 (1)学校ハ保護者ノ出頭ヲ求メ集団疎開ヲ勸奨シ期日ヲ限り保護者ヨリ集団疎開ノ申込ヲ為サシムルモノトス (2)学校ハ前号ノ疎開申込ヲ受ケタルトキハ病弱者、伝染性疾患ヲ有スル者其ノ他集団生活ニ適セザル者ヲ調査シテ疎開セシムベキ児童ヲ銓衡シ其ノ数ヲ区ニ報告スルモノトス (3)区ハ学校別疎開申込数ヲ都ニ報告スルモノトス
- (『東京都戦災誌』223～224頁)

「疎開実施要綱を作製するとともに、これにもとづき4月1日付で縁故疎開を行った者何名、残留者何名、うちおよそ集団疎開を希望する者何名かといった調査資料をもとにして一応詳細な実施細目を作製し、これを4月2日の国民学校長会議にかけるなど、積極的な疎開対策を進めた」(『東京都戦災誌』222頁)との、時間的経過については多少不分明な説明はあるが、これらの文書はおそらく公表されず、また案にとどまった。

政府の具体策が確定していないので都の独自計画を立案したのだが、政府の方針が未確定なままで他府県に疎開先を得るのは、これまた困難なことがらであったろう。「東京都国民学校児童集団疎開実施細目」に明らかなように、独自計画といいながらも疎開先と受入人数の確定とは文部省と防空総本部が決定することになっており、食糧・輸送問題等も政府の決定によることを前提としているのであり、都が独自に他府県への疎開を実現することなどどだい不可能であった。

6月30日、閣議は内務・文部両大臣請議「学童疎開ノ促進ニ関スル件」を決定した。閣議への請議は6月28日、内務・文部両大臣連名だが、請議案は一部に防空総本部20行野紙を用いており、欄外に「責任者 防空総本部総務局 鹽原企画課長」とある(『公文類聚』第68編巻74)。

上記のことは、学童疎開が内務省主導下で一般の人口疎開の一環として具体化したものであることを窺わせるが、今はこれ以上のことを判断する資料が得られない。

6月30日閣議決定は、「学童疎開促進要綱」と「帝都学童集団疎開実施要領」とから成っており、(1)縁故疎開が困難な国民学校初等科第3～6学年の児童を集団疎開させること、(2)重要都市においても「帝都学童集団疎開実施要領」に準じて学童疎開を実施することを定めた。原則は縁故疎開だとしていたが、集団疎開による学童疎開の強力な推進を決定したものである。8月から9月にかけて各地で集団疎開が実施に移された。

『東京都戦災誌』は、防空総本部が「東京都教育局が計画していた集団疎開計画をとり入れ、これを国家的施策として実施することとし……」(224頁)と述べており、内容的に閣議決定と都の「要綱」「細目」は酷似しているといつてよい。しかし、「本件ノ実施ニ当リテハ、疎開・受入両者ノ間ニ於テ共同防衛ノ精神ニ基ク有機ニ協カヲ為スモノトス」(「学童疎開促進要綱」第三項)との項目が付け加えられ、学童疎開受入体制整備の条件を整えたことが決定的に異なっていたのである。

国民学校初等科児童の集団疎開の実施には、『東京都戦災誌』が述べているような「教育局主脳部」の関与や、ロンドン空襲を踏まえた東部軍参謀長陸軍中將辰巳栄一の東条英機への働きかけも大きく作用した（『のびのび』1975年8月号，42頁）。

帝国議会において学童集団疎開に関し注目すべき議論があった。長野高一は大略以下の如き質問をしたのである。

- (1)東京都国民学校初等科児童総数約80万人を集団疎開させると、引率教員・その家族、「保育ノ婦人」を合わせると「大体政府当局が御考ヘニナツテ居ラレマスル数ニ稍々近イ」100万人に達する。
- (2)学童は蒲団とリュックサックだけで移動ができ、輸送が簡単である。
- (3)世帯単位ではないから「受入態勢が極メテ容易」である。
- (4)疎開準備は短時間ですむ。
- (5)100万人の人口疎開は東京都の「食糧問題解決」に好影響をもたらす。
- (6)空いた700の校舎を工場・倉庫等に利用できる。
- (7)家族は安心して生産増強・防空活動に専念できる。

（『第八十四回衆議院開会昭和十八年法律第九十号及東京都制中改正法律案委員会議録』第1回，1944年3月22日，23頁）

この発言には、波及効果のほどはおくとしても、国民学校初等科児童の疎開は世帯単位の疎開、あるいは一般的人口疎開より容易であるという考え方が示されていることが重要である。下谷区出身の長野の質問に対し、安藤内務大臣は「……全局的ニ私頗ル御同感ニ存ズル所デゴザイマス、……集団疎開、此ノ点ニ付キマシテハ単ニ疎開ト云フ一面カラ見マスレバ全ク御説ノ通りト存ジマスガ……目下篤ト研究中」と答え、岡部長景文部大臣も「……強制的ニ集団疎開ヲサセルト云フコトニ付テハ、サウ云フ意見モ相当ニアリマスケレドモ、我々トシテハマダソレヲ決行スル程度マデハ達シテ居リマセヌ」（同上）と答え、敢えて斥けるという態度ではなかった。

長野は、疎開を希望する者は9割で、集団疎開を希望する者は縁故疎開希望者に倍すると述べ、「先生ヲ信頼シ、先生ニ御預ケヲシタイト云フ希望ガソコニ現ハレテ居ルノデアリマス」（同上）と、教師が引率する集団疎開の意義を強調したことの意味は大きい。

国家権力は、学校と教師を介して子ども達を実によく捕捉していたことが、学童疎開を可能とした最も基本的条件である。長野が「疎開準備は短時間ですむ」と述べたのは、荷物が少なくともよいというだけでなく、学校における教師から子どもへの「上意下達」構造は疎開を決定するまでに費す「勧奨」のための時間が少なくすむということを意味していた。

既にみたように、一般的人口疎開は「勧奨」によっては思うような進展を示さなかった。一般的人口疎開は、備えるためであったはずの空襲が現実化した時に初めて、しかも一気に展開した。東京都を例にとれば、1944年11月1・5・7日とB29による偵察飛行があり、24日にはドゥリットル空襲以来の空襲にみまわれ、この後急激な展開をみせた。都民生局の資料によれば、東京都の人口は、1944年2月を基準とすれば、1944年11月にはその82%，1945年2月には75%，同年5月には50%，同年6月には30%に減少し、650万人が254万人に減少したのである。減少した400万人のなかには空襲による死者11万人を含み、むろん学童疎開者も含んでいる。区毎にみれば事態は一層明瞭である。1945年6月には赤坂・12%，牛込・14%，浅草・10%，本所・4%，深川・6%，城東・5%にまで減少した（『東京都戦災誌』216～217頁）。

〈補註〉

「学童疎開は、戦時施策としては、数少ない間にあったもののひとつ」という当時の東京都教育局長生悦住求馬の回想（前掲『のびのび』43頁）には、東京都の学童集団疎開を本格的な空襲を蒙る前に実施したという含意がある。生悦住は、樋口恵子が「学童疎開の体験記録のむずかしさ」と記したところの死を含む惨状も「間にあった」結果だと言うのだろうか。東京都では確かにB29の空襲前に学童集団疎開を実施したが、疎開実施重要地域に指定していた八幡・若松・戸畑・小倉・門司各市が成都を基地とするB29の夜間空襲を受けたのは、1944年6月16日であり、この日の死者216人、重軽傷者376人、行方不明者41人を記録した（日本の空襲編集委員会編『日本の空襲』八、三省堂、1980年、374頁）。

また、沖縄からの疎開船対馬丸が米海軍潜水艦の雷撃により沈没し学童767人が死亡したのは1944年8月22日であった。

これらの事実は、日本全体でみれば学童集団疎開の実施は“間に合わなかった”ことを意味する。

東京都についてみれば、疎開先における学童の死亡数を確かめることはできないが、学校単位では例えば浅草区新堀国民学校では、1945年3月10日大空襲の際に、帰京した66人のうち6人が、残留者のうち7人、合計13人が死亡したという事実を挙げることはできる（佐々木直剛『下谷浅草 小学校と児童の歴史』私家版、1983年、144～145頁）。空襲による死者は東京都で約11万人を数えるが、このなかに「間にあった」はずの学童はどの位含まれているであろうか。残念ながら管見の限りこれら死亡者の年齢構成を知ることはできない。学童疎開の対象から除外した1・2年生と残留児童の合計は60万人に達する。このなかには縁故疎開に従った者も存在するはずだが、今は推定することも難しい。東京都にとどまった学童を仮に60万人とすれば、このなかで空襲で死亡した者の数を確定することもまた困難である。

しかしながら、大阪市浪速区・大正区・天王寺区・阿倍野区の戦災死者2498人のうち、1～10歳の者が最も多く308人、次いで11～20歳の者が多く217人であり、それぞれに12.3%と8.6%を占めていたという数字（達脇明子「戦災仮埋葬遺体の処理について」大阪市史編纂所『大阪の歴史』22、1987年9月、30頁）は示唆的である。

一般の人口疎開は単なる避難として実現したに過ぎなかった。ところが学童疎開は、実態としても当事者就中学童の観念としても「防空態勢の強化、帝国将来の国防力培養でありまして、帝国学童の戦闘配置を示すもの」（大達茂雄「帝国学童の戦闘配置」『都政週報』第48号、1944年7月29日、3頁）であり得たのは、疎開の対象が国民学校初等科児童であり、疎開があくまでも「教育政策」として実現したことによっていた。いわゆる民防空が民衆を上から組織する過程に力を注いだ民衆統合の一形態であったとすれば、子ども達はほとんど例外なく学校制度を通じ既に組織され、統合されていたのである。